

～新規に共済組合員となる方で任用期間が 1 年未満の方へ～

(年度内に任期満了を迎える方)

令和 7 年 4 月 1 日に公立学校共済組合の組合員となることにより、人間ドック等の申し込みができますが、任用期間が 1 年未満の方は以下の点をご理解のうえ、お申し込みください。

★受診申込について

- 今年度の申し込みができるのは、令和 7 年 4 月 1 日に組合員資格のある方が対象となります。(4 月 2 日以降の任用は申込不可)

★受診資格について

- 受診決定していても受診日までに組合員資格を喪失した場合、人間ドックの受診資格も喪失することになります。
- 人間ドック受診日については、任用期間を考慮しないで決定されますので、任用期間内での日程変更手続きをお願いします。手続きをしないで任用期間を過ぎてしまうと受診できなくなりますのでご注意ください。

(例) 11 月の受診が決定したが、7 月 31 日で任用が終了した場合、8 月 1 日以降は人間ドック受診資格を喪失する。

※ 年度内に再度任用され、組合員資格を得た場合でも、人間ドックの受診資格は喪失したままです。

